

平成二十年四月四日受領
答弁第二三三三号

内閣衆質一六九第二三三三号

平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察組織における調査活動費の裏金流用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察組織における調査活動費の裏金流用に関する質問に対する答弁書

一及び九から十一までについて

檢察庁の調査活動費は、檢察庁における事件の調査、情報の収集等の調査活動のための経費である。調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。

二について

檢察庁の調査活動費については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）等の法令に基づき、支出負担行為担当官が支出負担行為をし、支出官が支出の決定及び国庫金振替書の交付をし、これを受けて出納官吏により取扱責任者に対して支払がなされ、取扱責任者のその都度の判断により、適切な使途について、最も適当と認められる方法で支出されている。

三について

御指摘の記事については承知している。

四及び五について

御指摘のような事例は承知していない。

六について

御指摘の者については、検察当局において、法と証拠に基づき逮捕したものであり、御指摘のような「関係」はないものと承知している。

七について

検察庁における調査活動費の予算額は、平成六年度は三億五千七百四万八千円、平成七年度は三億九千五百八十三万二千元、平成八年度は四億二千七百五十一万三千元、平成九年度は四億九千百十九万二千元、平成十年度は五億五千二百六十万円、平成十一年度は三億二千二百三十二万三千元、平成十二年度は二億二千五百八十五万二千元、平成十三年度は一億五千八百五十七万円、平成十四年度は七千八百六十九万九千元、平成十五年度は七千七百八十八万九千元、平成十六年度は七千七百六十一万六千元、平成十七年度は七千七百四十三万七千元、平成十八年度は七千七百五十三万七千元、平成十九年度は七千五百一十一万八千元、平成二十年度は七千五百一十一万八千元である。

八について

検察庁における調査活動の方法等の見直しを行ったことによるものである。